平成２６年（フ）第２１９５号
札幌市東区北16条東７丁目２番40号
破産者　西尾久美子（旧姓河端・田代）
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３２０号
北海道江別市上江別南町11番地の36　エスペランサⅡ101、開始決定時の住所北海道江別市ゆめみ野東町８番地の13
破産者　佐藤　隆司
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８０号
札幌市中央区南14条西12丁目２番40―505号
破産者　福地　伸哉
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６９１号
札幌市東区北37条東５丁目２番８号　ラァズスクエアＮ37　401号室、住民票上の住所札幌市東区北５条東12丁目16番地３　パシフィック北５条D319号
破産者　松田ひとみ（旧姓土田）
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９号
埼玉県春日部市中央４丁目５番地８　センチュリーハイツ中央202号、旧住所埼玉県越谷市大沢４丁目14番25号オーベル北越谷Ⅱ―702号
破産者　梶本　紳一
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地９棟404号、旧住所埼玉県春日部市緑町３丁目７番35号　リバーパーク六番館201号
破産者　寺田　雄博
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
埼玉県越谷市越ヶ谷2859番地
破産者　坂野　　彰
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６０号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番14―506号
破産者　田村ヤナギ
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８１号
埼玉県草加市金明町1267番地15
破産者　松浦　祐子（旧姓中矢）
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７３０号
福岡市南区弥永２丁目１番１―402号
破産者　古賀　信士
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４７号
福岡県古賀市天神１丁目11番19―403号
破産者　吉元　利弘
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４３５号
福岡市博多区東月隈４丁目15番６―101号、破産手続開始申立時の住所福岡市東区御島崎２丁目３番３―216号
破産者　木原すま子
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６２号
福岡市東区香椎６丁目29番56号
破産者　上杉美千代
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北７丁目12番８号
破産者　井上　勝也
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６５５号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目108番地オレンジ２―205号
破産者　田中　清隆
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９４号
函館市東山２丁目１番40号　ハイツペガサスＡ号室、開始決定時の住所函館市花園町16番４号
破産者　大田　久雄
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６２６号
仙台市青葉区北山３丁目１番18―502号、従前の住所福島県いわき市内郷御厩町長町111番地の１　クレール306
破産者　芳賀　明美
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６４８号
仙台市宮城野区田子１丁目25番１―104号
破産者　佐藤　由紀
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５７号
横浜市中区本牧原21番１―1008号
破産者　池田　　弘
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部